

金融ADRとは

金融ADRとは、金融商品やサービス、貸付取引に関する利用者（顧客）と金融機関とのトラブルを、金融分野に精通したあっせん人（弁護士）が、中立・公正な立場で話し合いに関与し、裁判によらないスピーディーで納得感のある紛争解決を目指すしくみです。

こんなことでお困りのかた、ぜひご利用ください

- 金融機関から十分な説明を受けないまま購入した金融商品で大損をした。
- 高齢の父が無理やり不必要な契約を結ばされた。
- 金融機関への返済条件が厳しく、生活が立ち行かない。 など

対象となる金融機関

東京三弁護士会の金融ADRは、東京三弁護士会と協定を結んだ次の金融機関とのトラブルを対象にしています。

- 全国労働金庫協会会員の労働金庫
- 全国信用金庫協会会員の信用金庫
- 全国信用組合中央協会会員の信用組合
- 全国農業協同組合中央会会員の農協・信連・農林中金
- 全国漁業協同組合連合会会員の漁協、信漁連
- 商工組合中央金庫
- 暗号資産交換業者
ほか

※詳しくは各弁護士会のホームページをご確認ください

金融ADRの費用

申立と話し合いに必要な費用は、原則として金融機関が負担するため無料です。トラブルが解決したときは、以下の成立手数料を利用者（顧客）、金融機関で原則各2分の1ずつ負担していただきます。

解決額（P）	成立手数料（消費税込）
～300万円	P×8.8%
300万円～1500万円	26.4万円+（P－300万円）×3.3%
1500万円～3000万円	66万円+（P－1500万円）×2.2%
3000万円～5000万円	99万円+（P－3000万円）×1.1%
5000万円～1億円	121万円+（P－5000万円）×0.77%

金融ADRの申立・ご相談は



地下鉄／霞ヶ関駅から（丸ノ内線・日比谷線・千代田線）
① B1-b 出口より直通 ② A1出口より徒歩2分 ③ C1出口より徒歩3分

地下鉄／桜田門駅から（有楽町線）

④ 5番出口より徒歩5分

住所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館

第一東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 11階

TEL **03-3595-8588**

受付時間 10:00～12:00 / 13:00～16:00

ホームページ <http://www.ichiben.or.jp/>

第二東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 9階

TEL **03-3581-2249**

受付時間 9:30～12:00 / 13:00～17:00

ホームページ <http://niben.jp/>

東京弁護士会 紛争解決センター

弁護士会館 6階

TEL **03-3581-0031**

受付時間 9:30～12:00 / 13:00～16:00

ホームページ <http://www.toben.or.jp/>

※申立ては、上記にて受付ます。

早くて安心、
弁護士会の紛争解決

金融 ADR

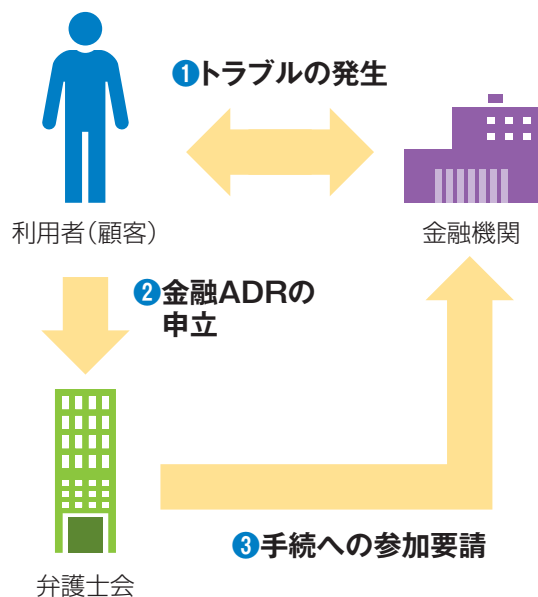
金融商品・サービスに関する
紛争解決には、東京三弁護士会の
「金融ADR」をご利用ください

テレビ会議システム等で
全国対応
(一部地域を除く)

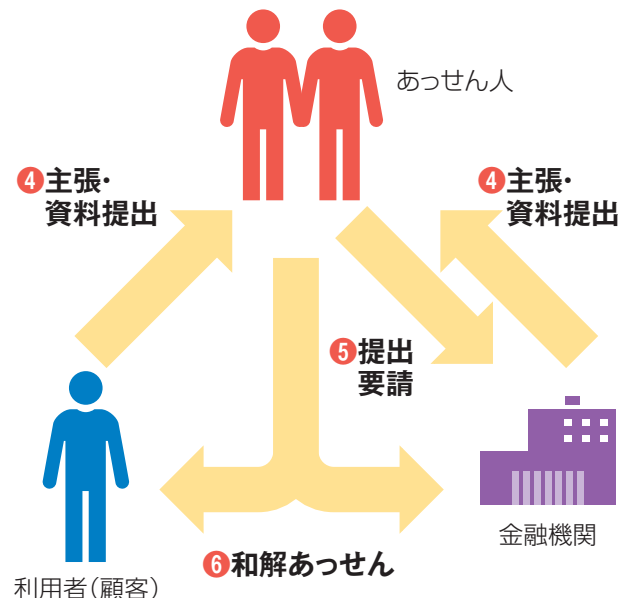
東京三弁護士会

｜第一東京弁護士会｜第二東京弁護士会｜東京弁護士会｜

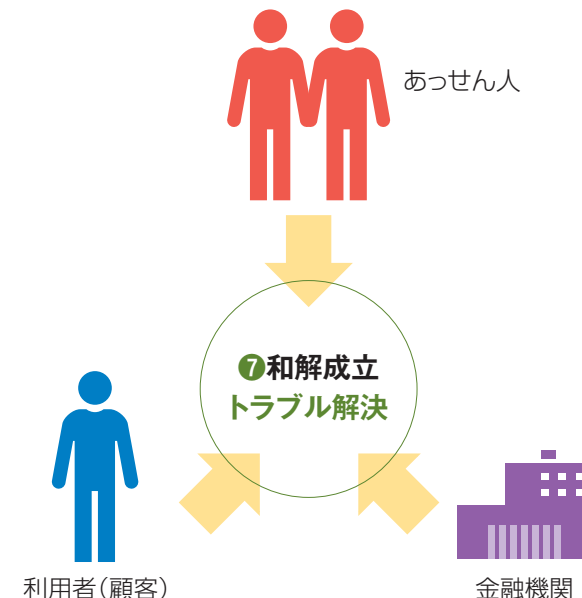
STEP: 1 紛争の発生から ADRの申立まで



STEP: 2 期日の開催と 手続の内容



STEP: 3 紛争解決までの 流れ



| よくあるご質問 |

* 東京三弁護士会とは、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京弁護士会をさします。
金融ADRに関する詳細は、各会の窓口にお問い合わせください。

Q1. 申立の方法を教えてください。

まず、東京三弁護士会*の窓口へ、申立書や関係書類を提出し、申立を行っていただきます。申立書や関係書類は各会の窓口、ホームページにてご用意しています。

Q2. 金融機関は手続に出席するのですか？

金融ADRでは、協定を結んだ金融機関は手続に必ず出席しなければなりません。また、金融機関は、あっせん人の指示により証拠書類を提出したり、和解案を尊重する義務を負います。このように、利用者保護のため、金融機関には、手続への協力義務が課されています。

Q3. 手続はどこで開かれるのですか？

原則として弁護士会館（東京・霞ヶ関）で開催されます。東京以外にお住まいの方は、お近くの弁護士会館等でテレビ会議システム等を利用して手続を開催できます（一部地域を除く）。詳しくはお問い合わせください。

Q4. あっせん人の役割を教えてください。

金融ADRでは、顧客と金融機関、それぞれの立場に詳しい2名（または3名）の弁護士があっせん人となります。あっせん人は当事者の話をよく聞き、必要に応じて資料提供を求めたり、和解案を提示したりして、当事者の和解をサポートします。ただし、一方の立場に味方をするわけではなく、中立・公正に手続を行います。

Q5. 解決にかかる時間はどのくらいですか？

弁護士会ADRによる平均的な紛争解決期間は約120日間（審理回数にして約3回）です。金融ADRは裁判に比べ、かなりスピード感のある解決を期待できます。

Q6. 解決内容は守られるのですか？

金融ADRで成立した「和解」は、裁判のように差押えをして強制的に権利を実現することはできません。しかし、当事者の合意があれば、「仲裁判断」により、裁判での判決とほぼ同様な効果を得ることができるので安心です。